

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

区営住宅の名称、戸数等を変更するとともに配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護等に関する法律の一部改正に伴い、江東区営住宅条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護等に関する法律の一部改正に伴い、同法に規定する退去命令に係る引用条項を改める。
- (2) 入居時に必要としていた連帯保証人の届出を不要とし、連帯保証人に関する規定を削る。
- (3) 建替えを行った区営住宅の名称を改めるとともに、戸数及び駐車場の設置数を変更する。

【建替前】

(名称・戸数・駐車場設置数)

猿江一丁目アパート・33戸・0台

大島五丁目住宅・42戸・2台

【建替後】

(名称・戸数・駐車場設置数)

猿江住宅・42戸・3台

大島住宅・83戸・9台

3 施行日

令和6年4月1日から施行する。ただし、上記(3)は令和6年8月1日から施行する。

江東区営住宅条例 新旧対照表 (案)

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(使用申込書の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、 前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(使用申込書の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、 前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 <u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条 <u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの</p>

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(加える)

3 (略)

4 前3項に定めるもののほか特に必要があると認める場合は、区長は、使用申込者の資格について制限を加えることができる。

第7条～第11条 (略)

(使用の手続)

第12条 前条の規定により区営住宅の利用者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

(2) (略)

2～5 (略)

(極度額)

第12条の2 区長は、使用者が滞納その他の事由により使用料等を納付しない場合は、前条第1項第1号に定める連帯保証人に対し、規則で定める極度額を限度として使用者に代わって納付するよう請求することができる。

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2 (配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 前項に規定する者に使用を許可する区営住宅は、規則で定める規格の住宅とする。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか特に必要があると認める場合は、区長は、使用申込者の資格について制限を加えることができる。

第7条～第11条 (略)

(使用の手続)

第12条 前条の規定により区営住宅の利用者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 規則で定める請書を提出すること。

(2) (略)

2～5 (略)

(削る)

第13条～第40条 (略)

(駐車場の設置)

第41条 駐車場を次のとおり設置する。

名称	区分	台数
江東区営塩浜住宅駐 車場	一般用	10台
	車椅子使用者等用	2台
江東区営大島五丁目 住宅駐車場	一般用	8台
	車椅子使用者等用	1台
(略)		

第42条～第55条 (略)

別表 (第3条関係)

名称	位置	戸数
(略)		
同猿江一丁 目アパート	同猿江一丁目11番22 号	33戸
(略)		
同大島五丁 目住宅	同大島五丁目27番17 号	42戸
(略)		

第13条～第40条 (略)

(駐車場の設置)

第41条 駐車場を次のとおり設置する。

名称	区分	台数
江東区営塩浜住宅駐 車場	一般用	10台
	車椅子使用者等用	2台
江東区営猿江住宅駐 車場	一般用	2台
	車椅子使用者等用	1台
江東区営大島住宅駐 車場	一般用	8台
	車椅子使用者等用	1台
(略)		

第42条～第55条 (略)

別表 (第3条関係)

名称	位置	戸数
(略)		
同猿江住宅	同猿江一丁目11番22 号	42戸
(略)		
同大島住宅	同大島五丁目27番17 号	83戸
(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第41条及び別表の改正規定は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区営住宅条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

- 3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第12条第1項の規定により提出された請書とみなす。